

太陽光発電による売電収入があった場合

確定申告の必要が無い場合でも

市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

★電力の売却による所得は、雑所得（または事業所得）となります。

次のいずれにもあてはまる場合は、
市民税・県民税の申告が必要です。



①売電による所得が生じた場合（裏面参照）

②売電による所得を加えると合計所得金額が非課税限度額を超える場合

非課税限度額は以下のとおり

- ・扶養家族がいない方…45万円
- ・扶養家族がいる方……35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数）
＋31万円

（扶養親族の数には、前年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方の人数も含めます。）

※上記は令和3年度（令和2年分）以降の基準になります。

令和2年度分までは、上記の計算結果から10万円を差し引いた金額が非課税限度額となります。

（注）確定申告書を税務署に提出する場合は、市民税・県民税の申告は不要です。

市民税・県民税の申告についてのお問い合わせは各市税事務所個人課税課へ

所管課		管轄区域	電話番号	FAX番号	
北部市税事務所	個人課税課	普通徴収第1係	大宮区	048-646-3102	048-646-3164
		普通徴収第2係	西区、見沼区	048-646-3103	
		普通徴収第3係	北区、岩槻区	048-646-3104	
南部市税事務所	個人課税課	普通徴収第1係	浦和区	048-829-1386	048-829-6236
		普通徴収第2係	中央区、緑区	048-829-1387	
		普通徴収第3係	桜区、南区	048-829-1389	

さいたま市財政局税務部市民税課管理・企画係
（電話）048-829-1913
（FAX）048-829-1986

所得の計算例

所得＝収入（①）－必要経費（②）

①収入・・・太陽光で発電した電力を電力会社に売却して得た額が収入となります。

（※）1月～12月に電力会社が検針を行った分がその年の収入となります。

②必要経費・・・太陽光発電設備の設置費用から補助金を差し引き、17年にわけて計上します。

そのうちの年間総発電量に占める年間売電量の割合が必要経費となります。

必要経費＝（設置費用－補助金）×償却率（※1）×（年間売電量÷年間総発電量（※2））

※1 償却率は17年で、0.059となります。年の途中で設置した場合は月数であん分します。

※2 年間売電量に自家消費電力量を加えた量が年間総発電量となります。

総発電量は各家庭のメーターでご確認いただく必要があります。

（参考）

電力会社からの明細イメージ図

余剰購入電力量のお知らせ		発電設備	太陽光
〇〇年〇月分	購入期間 〇月〇日～〇月〇日		
	検針月日 〇月〇日		
購入電力量		〇〇kWh	
購入予定金額		〇〇〇〇〇円	
支払予定日		〇月〇日	

検針月日が1月1日から12月31日までの分がその年の収入となります。

検針月日が1月1日から12月31日までの購入金額を合計した額がその年の収入額となり、購入電力量を合計した量が年間の売電量となります。

具体例

①収入・・・8万3千円

②設置費用・・・200万円

③補助金・・・8万円

④年間売電量・・・2,400kWh（検針月日が1月1日から12月31日までの購入電力量を合計します。）

⑤年間総発電量・・・4,000kWh（各家庭の太陽光発電の総発電量メーターで確認します。）

⑥2月に設置

＜必要経費の計算＞

2,000,000円(②)－80,000円(③)＝1,920,000円

・・・設置費用から補助金を差し引きます。

1,920,000円×0.059×11／12月＝103,840円

・・・償却率からその年に計上できる額を計算します。

103,840円×2,400kWh(④)／4,000kWh(⑤)＝62,304円・・・総発電量に占める売電量の割合を上記で得た金額に乗じます。

＜所得の計算＞

83,000円(①)－62,304円＝20,696円

収入額から必要経費を差し引いた20,696円が、この年の売電収入に対する所得となります。